

平成22年4月

確定値版

# 平成21年の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部  
暴力団対策課  
企画分析課

## 平成 21 年の暴力団情勢 目次

<b>1</b>	<b>平成 21 年における主な暴力団対策</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>暴力団その他反社会的勢力の情勢</b>	<b>3</b>
(1)	暴力団構成員等の状況	3
(2)	主要暴力団の動向	4
ア	山口組の動向	4
イ	住吉会の動向	4
ウ	稲川会の動向	4
(3)	暴力団以外の反社会的勢力の情勢	5
ア	総会屋・会社ゴロ等の状況	5
イ	社会運動等標ぼうゴロの状況	5
<b>3</b>	<b>暴力団犯罪の検挙状況</b>	<b>7</b>
(1)	全般的検挙状況	7
(2)	主要 3 団体に係る犯罪の検挙状況	7
(3)	山口組に対する取締りの強化	11
(4)	対立抗争事件の発生状況等	11
ア	対立抗争事件の発生状況	11
イ	銃器発砲事件の発生状況	12
ウ	けん銃押収丁数	13
(5)	組織的犯罪処罰法（加重処罰等）の適用状況	14
(6)	資金獲得犯罪の検挙状況	14
ア	21年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	14
イ	組織的犯罪処罰法犯罪（マネー・ローンダリング関係） の適用状況	16
ウ	伝統的資金獲得犯罪	17
エ	企業活動を利用した資金獲得犯罪	19
オ	企業対象暴力及び行政対象暴力	21
カ	金融・不良債権関連事犯	23

<b>4 暴力団対策法の施行状況等</b>	2 4
(1) 指定状況	2 4
(2) 行政命令の発出状況	2 4
ア 中止命令	2 4
イ 再発防止命令	2 5
ウ 防止命令	2 6
エ 禁止命令	2 6
オ 事務所使用制限命令	2 6
(3) 命令違反事件の検挙状況	2 6
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 施行規則の改正	2 7
<b>5 暴力排除活動の現状</b>	3 0
(1) 公共部門における暴力排除活動	3 0
ア 公共工事等各種入札・契約からの暴力団排除	3 0
イ 公共用地取得に係る暴力団排除	3 2
ウ 行政対象暴力対策	3 2
エ その他公共部門における暴力排除活動	3 3
(2) 民間部門における暴力排除活動	3 3
ア 各種業法による暴力団排除	3 3
イ 証券取引における暴力団排除	3 4
ウ 銀行取引における暴力団排除	3 4
エ 不動産取引における暴力団排除	3 4
オ その他民間部門における暴力排除活動	3 4
(3) 損害賠償請求等に対する支援	3 5
(4) 事務所撤去運動等に対する支援	3 5
(5) 暴力団排除のための条例の制定等の動き	3 6
(6) 暴力団相談の受理状況	3 7
(7) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況	3 7

## 1 平成21年における主な暴力団対策

### 山口組に対する取締りの強化（P11参照）

近年の暴力団情勢は、山口組の一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっていることから、山口組を事実上支配し、その強大化を支える原動力である弘道会及びその傘下組織に対する取締りを強化した。

### 公共事業等からの暴力団排除の推進（P30参照）

公共事業等からの暴力団排除については、第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月19日開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報制度の導入」を政府として進めることとされたが、さらに、第14回犯罪対策閣僚会議（21年12月22日開催）において、これら2つの方策に加え、「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」、「民間工事等からの暴力団排除」を推進することとされた。

### 証券取引からの暴力団排除の推進（P34参照）

証券保安連絡会（警察庁、金融庁、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所及び日本証券業協会で構成、18年11月設置）においては、相互の緊密な連携の下、証券取引等における反社会的勢力等への実効的な対応及び犯罪の抑止を図るため、「証券保安連絡会実務者会議」を設置し、検討が行われてきたところ、3月26日に日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会からの登録を受けた。これにより日本証券業協会は、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）から、不当要求による被害防止に係る資料提供、助言や、暴力団の活動状況、不当要求の実態等に関する情報提供を受けられるなど、業務の援助を受けることができ、反社会的勢力等へのより実効的な対応を行うことが可能となった。

### 銀行取引からの暴力団排除の推進（P34参照）

全国銀行協会においては、融資取引に引き続き、21年9月、普通預金取引、当座勘定取引及び貸金庫取引からの反社会的勢力介入排除について、暴力団排除条項及び反社会的勢力に該当しないことを表明・確約させる口座開設申込書等の参考例を会員銀行及び各地銀行協会に対し通知した。

### 山口組組長等に対する損害賠償請求に係る訴訟支援（P35参照）

警視庁においては、山口組傘下組織組員らによる強盗致傷事件について、その被害者に対し、暴追センター及び東京3弁護士会と連携して、民事訴訟支援を行った結果、7月、被害者らが、実行犯及び山口組組長（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第31条の2を初適用）を相手方とする損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。また、兵庫県において、山口組傘下組織組員らによる器物損壊事件等について、その被害者らに対し、暴追センター等と連携し

て、民事訴訟支援を行った結果、11月、実行犯及び山口組組長（同条を適用）等を相手方とした損害賠償請求訴訟を神戸地方裁判所に提起した。

#### **事務所撤去運動等に対する支援の推進（P35参照）**

稲川会本部事務所の移転予定地であったビルの使用差止めを求めるなどして進出を阻止した事例（警視庁、4月）、道仁会本部事務所に対する使用差止め訴訟を提起した事例（福岡、5月）、道仁会本部事務所の移転予定地の買取りにより進出を阻止した事例（佐賀、5月）のように、指定暴力団本部に対する事務所撤去・進出阻止運動が起きており、警察においては、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）や暴追センターと連携して、地域住民等に対する的確な支援を推進した。

#### **暴力団排除のための条例の制定等の動き（P36参照）**

近年の対立抗争の発生や暴力団事務所の進出等の情勢に応じ、暴力団排除のための施策を幅広く盛り込んだ条例の制定や、暴力団事務所の開設防止のための条例等を制定する地方自治体が相次いだ。

#### **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の改正（P27参照）**

近年の暴力団の活動実態等の不透明化や、平成20年の暴力団対策法の改正により新たな命令の類型が導入されたこと等を踏まえ、法の規定による命令の的確な発出等を確保するため、立入検査の要件等について、立入検査ができる場合を各号に列記し、その要件を類型化、明確化すること等を内容とする暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則が3月30日に公布され、同日施行された。

## 2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

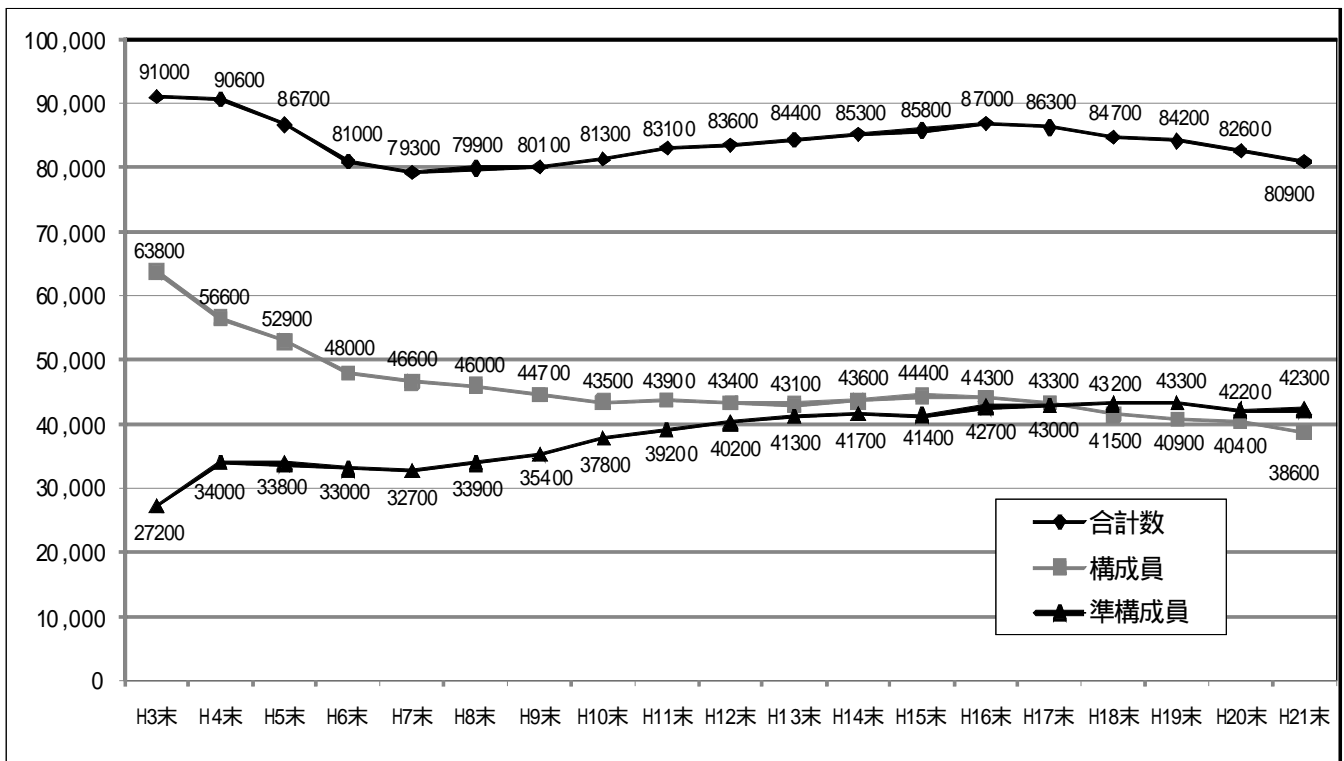
### (1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の数は、平成21年12月末現在、80,900人<sup>注</sup>で、前年に比べ1,700人減少した。うち、暴力団構成員の数は38,600人で、前年に比べ1,800人減少したが、準構成員の数は42,300人で、前年に比べ100人増加した（**図表1-1**）。

また、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等の数は58,600人（全暴力団構成員等の72.4%）で、このうち暴力団構成員の数は29,800人（全暴力団構成員等の77.2%）であり、主要3団体による寡占状態が続いている。

中でも山口組は、前年に比べ暴力団構成員等の数は減少しているものの、全暴力団構成員等の数の45.0%（うち構成員については全暴力団構成員の49.2%）を占めており、依然として一極集中の状態が顕著である（**図表1-2**）。

**図表1-1 暴力団構成員等の推移**



**図表1-2 主要3団体の暴力団構成員等の比較**

			21年末の概数	20年末からの増減	全体の構成比
主要3団体	六代目山口組	構成員	19,000	-1,200	45.0% (構成員 49.2%)
		準構成員	17,400	-400	
		計	36,400	-1,600	
	住吉会	構成員	6,100	0	15.8% (構成員 15.8%)
		準構成員	6,700	100	
		計	12,800	100	
	稲川会	構成員	4,700	-100	11.6% (構成員 12.2%)
		準構成員	4,700	200	
		計	9,400	100	
3団体合計	構成員	29,800	-1,300	72.4% (構成員 77.2%)	
	準構成員	28,800	-100		
	計	58,600	-1,400		

注：本章における暴力団構成員等その他の人員数の数値は概数であり、増減及び構成比は概数上のものである。

## (2) 主要暴力団の動向

### ア 山口組の動向

山口組は、組長が収監された17年12月以降、組織のナンバー2を中心に組織運営がなされている状況にあり、対内的には現体制への求心力の醸成強化を図る一方、対外的には他団体に対する勢力の誇示を依然行っている。

21年中の主要な動向は、次のとおりである。

#### (ア) 新年会の開催

1月、山口組総本部事務所において、組長の誕生祝いを兼ねた新年会を開催し、いわゆる「親戚団体」である共政会等全国8つの指定暴力団等のトップらの参加を得るなど、全国に山口組の勢力を誇示した。

#### (イ) 「組織委員」の新設

10月、山口組は「組織委員」という役職を新設し、6人の組員をこの役職に就任させた。

### イ 住吉会の動向

住吉会は、山口組に次ぐ勢力を有し、関東を中心に強固な地盤を持つ団体である。また、関東の博徒系暴力団で構成される親睦団体に加入しており、定期的に行われる食事会に参加するなど、関東の他の暴力団とは比較的良好な関係にある。他方、関東進出が進む山口組とは、依然として緊張関係が続いており、山口組と親戚縁組等の関係を有する他団体との関係も含め、今後の動向が注目される。

21年中の主要な動向は、次のとおりである。

#### (ア) 新役員人事の発表

3月の定例幹部会において、新役員人事を発表するなど体制固めを行った。

#### (イ) 稲川会との対立抗争事件の発生

7月、神奈川県内において、祭会場周辺におけるトラブルから、稲川会傘下組織幹部らが住吉会傘下組織組員を車両で逮捕監禁したことに端を発し、けん銃発砲等により双方各1人が死亡する対立抗争事件が発生した。

### ウ 稲川会の動向

稲川会においては、近年、三代目会長の死去とそれに伴う内部分裂騒動、四代目会長の就任、初代会長の死去等、組織内に大きな変化があった。対外的には、関東の博徒系暴力団で構成される親睦団体に加入しているほか、山口組との関係も深めている。

21年中の主要な動向は、次のとおりである。

#### (ア) 総本部事務所移転問題の推移

20年末に表面化した、赤坂への総本部事務所移転問題に関しては、21年2月に住民側弁護団が、事務所の使用差止めを求める仮処分を東京地裁に申し立てたことから、相互審尋が行われていたが、4月、稲川会側が、事務所として使用しないこと等を確約し和解した。これにより同所への移転の

可能性は極めて低くなったが、同会は、現在も六本木の総本部事務所を使用したまま都内を中心に新たな移転先を模索しているとみられ、今後の動向が注目される。

#### (1) 新役員人事の発表

4月の定例幹部会議において、新役員人事を発表するなど体制固めを行った。

#### (7) 住吉会との対立抗争事件の発生（前記イ(1)参照）

### (3) 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

#### ア 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋<sup>注1</sup>及び会社ゴロ等（会社ゴロ<sup>注2</sup>及び新聞ゴロ<sup>注3</sup>をいう。以下同じ。）の数は、21年12月末現在、1,310人（前年比±0人）である（**図表1-3**）。

**図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移**

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総会屋	400	430	420	390	370	350	340	330	310	300
グループ構成員 <sup>注4</sup>	150	130	120	110	90	80	90	90	80	70
単独人員	250	300	300	280	280	270	250	240	230	230
会社ゴロ等	1,010	1,030	990	1,000	1,040	1,050	1,000	1,020	1,000	1,010
グループ構成員	30	60	40	50	60	50	60	80	70	60
単独人員	980	970	950	950	980	1,000	940	940	930	950
合計	1,410	1,460	1,410	1,390	1,410	1,400	1,340	1,350	1,310	1,310

注1：単位株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け又は受けようとしている者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不平等に付け込み、賛助会等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不平等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう（以下同じ）。

#### イ 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ<sup>注1</sup>及び政治活動標ぼうゴロ<sup>注2</sup>をいう。）の数は、21年12月末現在、7,490人（前年比60人減）である（**図表1-4**）。

図表 1 - 4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
社会運動標ぼうゴロ	700	790	810	840	820	860	820	810	750	790
グループ構成員	420	500	500	510	450	470	430	430	350	390
単独人員	280	290	310	330	370	390	390	380	400	400
政治活動標ぼうゴロ	6,300	6,700	7,000	6,900	7,000	7,100	6,900	6,800	6,800	6,700
グループ構成員	4,600	5,000	5,300	5,300	5,300	5,400	5,200	5,100	5,100	5,000
単独人員	1,700	1,700	1,700	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
合計	7,000	7,490	7,810	7,740	7,820	7,960	7,720	7,610	7,550	7,490

注 1 : 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注 2 : 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

### 3 暴力団犯罪の検挙状況

#### (1) 全般的検挙状況

平成21年における暴力団構成員等の検挙人員は26,503人で、前年に比べ439人増加している。このうち構成員の検挙人員は6,776人で、前年に比べ421人減少し、準構成員の検挙人員は19,727人で、前年に比べ860人増加している（図表2 - 1、2）。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は16,312人で、前年に比べ70人増加し、特別法犯は10,191人で、前年に比べ369人増加している。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、刑法犯では、詐欺罪が2,072人で前年に比べ226人、賭博罪が789人で前年に比べ150人、それぞれ増加している。特別法犯では、覚せい剤取締法違反が6,153人で、前年に比べ418人増加している（図表2 - 1）。

暴力団構成員等の検挙件数は55,855件で、前年に比べ757件減少している。このうち、刑法犯検挙件数は40,057件で、前年に比べ2,543件減少しており、罪種別にみると、窃盗罪が24,749件で、前年に比べ2,926件減少し、詐欺罪が4,590件で前年に比べ652件、賭博罪が277件で前年に比べ123件、それぞれ増加している。特別法犯検挙件数は15,798件で、前年に比べ1,786件増加しており、罪種別にみると、覚せい剤取締法違反が8,902件で、前年に比べ496件増加している（図表2 - 3）。

#### (2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員は21,527人、うち暴力団構成員の検挙人員は5,355人で、いずれも総検挙人員の約8割を占めている。特に山口組については、暴力団構成員等の検挙人員は14,208人、うち暴力団構成員の検挙人員は3,217人で、いずれも総検挙人員の約5割を占めている（図表2 - 4）。

図表2 - 4 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
暴力団構成員等の 検挙人員(人)	31,054 (10,189)	30,917 (9,893)	30,824 (9,907)	30,550 (10,110)	29,325 (9,180)	29,626 (8,725)	28,417 (8,471)	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)
うち山口組	15,394 (4,914)	15,354 (4,856)	15,958 (5,016)	16,272 (5,371)	15,421 (4,720)	15,675 (4,459)	15,139 (4,429)	14,869 (4,000)	14,261 (3,572)	14,208 (3,217)
うち住吉会	4,106 (1,464)	4,570 (1,378)	4,211 (1,401)	4,441 (1,425)	4,557 (1,310)	4,464 (1,228)	4,233 (1,214)	3,721 (1,106)	3,556 (1,068)	3,632 (1,059)
うち稲川会	4,296 (1,409)	3,888 (1,227)	3,972 (1,336)	3,935 (1,209)	3,823 (1,272)	3,978 (1,297)	4,022 (1,268)	3,825 (1,235)	3,819 (1,145)	3,687 (1,079)
3団体合計	23,796 (7,787)	23,812 (7,461)	24,141 (7,753)	24,648 (8,005)	23,801 (7,302)	24,117 (6,984)	23,394 (6,911)	22,415 (6,341)	21,636 (5,785)	21,527 (5,355)
全体に占める割合(%)	76.6 (76.4)	77.0 (75.4)	78.3 (78.3)	80.7 (79.2)	81.2 (79.5)	81.4 (80.0)	82.3 (81.6)	82.5 (81.7)	83.0 (80.4)	81.2 (79.0)

注：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表 2 - 1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の推移

罪種名		年次					前年比
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
刑	殺人	258	183	188	220	204	-16
	強盗	696	593	541	534	581	47
	放火	42	40	22	44	30	-14
	強姦	114	103	103	94	95	1
	凶器準備集合	39	31	14	13	3	-10
	暴行	1,297	1,376	1,210	1,235	1,165	-70
	傷害	3,972	3,881	3,580	3,219	3,123	-96
	脅迫	543	612	545	625	543	-82
	恐喝	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	-213
	窃盗	3,198	3,139	3,050	3,028	3,136	108
	詐欺	1,712	1,785	1,743	1,846	2,072	226
	横領	86	97	83	99	64	-35
	法	文書偽造	243	309	308	353	350
賭博		845	685	648	639	789	150
わいせつ物頒布等		202	197	157	197	191	-6
公務執行妨害		525	488	518	457	433	-24
うち競売等妨害		57	22	72	51	21	-30
犯人蔵匿		61	84	72	47	78	31
証人威迫		16	8	2	5	2	-3
逮捕監禁		336	299	276	239	278	39
信用毀損・威力業務妨害		88	63	83	62	41	-21
器物損壊		642	631	535	547	509	-38
暴力行為		71	82	47	22	71	49
その他刑法犯		1,024	807	721	704	754	50
刑法犯合計		18,629	18,016	16,621	16,242	16,312	70
特別	出入国管理・難民認定法	85	63	69	111	68	-43
	軽犯罪法	238	288	316	234	201	-33
	めいてい者規制法	6	2	10	5	5	0
	迷惑防止条例	342	244	218	190	234	44
	暴力団対策法	14	5	10	10	10	0
	自転車競技法	93	66	58	48	91	43
	競馬法	59	48	48	41	35	-6
	モーターボート競走法	41	47	27	36	53	17
	小型自動車競走法	0	0	0	5	0	-5
	風営適正化法	412	503	629	516	454	-62
	青少年保護育成条例	117	106	107	97	103	6
	売春防止法	273	182	143	110	135	25
	児童福祉法	107	122	126	123	92	-31
	出資法	90	93	115	126	89	-37
	貸金業法	72	96	125	130	104	-26
	宅地建物取引業法	4	3	3	1	10	9
	建設業法	38	33	18	28	14	-14
	銃刀法	440	566	428	416	424	8
	火薬類取締法	6	1	4	4	3	-1
	麻薬等取締法	173	141	130	119	99	-20
	あへん法	0	0	1	0	0	0
	大麻取締法	602	736	664	843	863	20
	覚せい剤取締法	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	418
毒劇物法	185	189	184	155	196	41	
廃棄物処理法	199	225	192	145	149	4	
労働基準法	5	9	18	9	2	-7	
職業安定法	28	26	19	20	17	-3	
健康保険法	0	4	0	2	0	-2	
労働者派遣事業法	12	19	7	16	13	-3	
旅券法	5	4	9	8	10	2	
麻薬等特例法	44	34	45	79	55	-24	
その他の特別法犯	497	503	506	460	509	49	
特別法犯合計	10,997	10,401	10,548	9,822	10,191	369	
総計	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503	439	

図表 2 - 2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

罪種名		年次					
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	前年比
刑	殺人	108	77	97	106	100	-6
	強盗	177	163	163	138	153	15
	放火	12	12	4	11	1	-10
	強姦	24	23	24	13	15	2
	凶器準備集合	26	15	11	9	3	-6
	暴行	446	476	404	411	356	-55
	傷害	1,436	1,450	1,305	1,071	1,029	-42
	脅迫	275	322	273	309	268	-41
	恐喝	1,232	1,197	1,005	1,006	799	-207
	窃盗	658	634	610	617	509	-108
	詐欺	485	540	510	518	530	12
	横領	24	26	20	30	11	-19
	法	文書偽造	100	111	83	113	114
賭博		97	66	107	107	133	26
わいせつ物頒布等		15	8	12	22	20	-2
公務執行妨害		135	137	121	114	102	-12
うち競売等妨害		25	5	4	4	4	0
犯人蔵匿		27	46	31	19	18	-1
証人威迫		10	5	2	3	1	-2
逮捕監禁		165	115	136	103	147	44
信用毀損・威力業務妨害		27	29	33	27	18	-9
器物損壊		209	230	169	157	152	-5
暴力行為		31	52	20	13	38	25
その他刑法犯		324	253	228	204	186	-18
刑法犯合計		6,043	5,987	5,368	5,121	4,703	-418
特	出入国管理・難民認定法	11	4	1	1	2	1
	軽犯罪法	127	138	139	104	83	-21
	めいてい者規制法	2	1	5	0	0	0
	迷惑防止条例	81	71	74	44	37	-7
	暴力団対策法	13	4	10	9	10	1
	自転車競技法	48	23	28	25	28	3
	競馬法	9	2	13	16	13	-3
	モーターボート競走法	9	16	9	9	11	2
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0
	風営適正化法	46	36	42	42	27	-15
	青少年保護育成条例	26	36	38	20	20	0
	売春防止法	37	19	12	7	19	12
	児童福祉法	23	35	36	34	30	-4
法	出資法	35	29	23	36	29	-7
	貸金業法	29	39	46	50	42	-8
	宅地建物取引業法	1	0	0	0	4	4
	建設業法	8	6	1	7	3	-4
	銃刀法	164	217	155	151	150	-1
	火薬類取締法	3	1	2	2	1	-1
	麻薬等取締法	35	17	26	31	10	-21
	あへん法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	67	97	86	103	72	-31
	覚せい剤取締法	1,688	1,445	1,403	1,181	1,286	105
	毒劇物法	38	23	22	13	27	14
	廃棄物処税法	31	74	50	28	29	1
	犯	労働基準法	2	4	12	2	1
職業安定法		14	9	5	2	4	2
健康保険法		0	1	0	0	0	0
労働者派遣事業法		8	5	6	6	8	2
旅券法		1	3	7	5	8	3
麻薬等特例法		21	12	25	22	5	-17
その他の特別法犯		105	117	122	126	114	-12
特別法犯合計	2,682	2,484	2,398	2,076	2,073	-3	
総計	8,725	8,471	7,766	7,197	6,776	-421	

図表 2 - 3 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙件数の推移

年次		平成 1 7 年	平成 1 8 年	平成 1 9 年	平成 2 0 年	平成 2 1 年	前年比
刑	殺 人	146	126	130	125	132	7
	強 盗	413	440	411	388	473	85
	放 火	34	52	45	45	29	-16
	強 姦	110	108	127	95	102	7
	凶 器 準 備 集 合	6	3	6	4	3	-1
	暴 行	1,166	1,313	1,278	1,257	1,172	-85
	傷 害	3,125	3,308	3,030	2,782	2,605	-177
	脅 迫	468	551	505	554	511	-43
	恐 喝	1,921	1,968	1,688	1,578	1,403	-175
	窃 盗	25,930	27,023	27,914	27,675	24,749	-2,926
	詐 欺	3,362	3,537	3,733	3,938	4,590	652
	横 領	99	102	104	125	86	-39
	文 書 偽 造	457	602	573	838	760	-78
	賭 博	138	127	304	154	277	123
	わいせつ物頒布等	135	144	127	146	140	-6
	公 務 執 行 妨 害	536	606	564	488	491	3
	うち競売等妨害	22	10	17	12	8	-4
	犯 人 蔵 匿	45	68	54	43	58	15
	証 人 威 迫	11	9	3	4	2	-2
	逮 捕 監 禁	181	168	146	126	148	22
信用毀損・威力業務妨害	53	51	57	44	36	-8	
器 物 損 壊	966	965	849	960	859	-101	
暴 力 行 為	49	43	30	13	44	31	
そ の 他 刑 法 犯	1,726	1,429	1,324	1,218	1,387	169	
刑 法 犯 合 計	41,077	42,743	43,002	42,600	40,057	-2,543	
特 別	出入国管理・難民認定法	93	93	82	134	93	-41
	軽 犯 罪 法	245	338	335	257	230	-27
	めいてい者規制法	6	3	10	7	6	-1
	迷 惑 防 止 条 例	310	239	196	177	225	48
	暴 力 団 対 策 法	17	8	11	7	12	5
	自 転 車 競 技 法	42	35	30	29	32	3
	競 馬 法	13	34	18	21	12	-9
	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 法	13	12	16	23	12	-11
	小 型 自 動 車 競 走 法	0	0	0	2	0	-2
	風 営 適 正 化 法	282	393	508	416	389	-27
	青 少 年 保 護 育 成 条 例	128	150	155	120	131	11
	売 春 防 止 法	945	352	299	514	236	-278
	児 童 福 祉 法	125	159	179	128	88	-40
	出 資 法	98	116	161	145	122	-23
	貸 金 業 法	89	100	171	150	130	-20
	宅 地 建 物 取 引 業 法	2	2	2	1	5	4
	建 設 業 法	21	23	11	18	11	-7
	銃 刀 法	653	745	580	578	557	-21
	火 薬 類 取 締 法	19	15	17	15	14	-1
	麻 薬 等 取 締 法	435	393	347	344	278	-66
あ へ ん 法	3	2	2	2	3	1	
大 麻 取 締 法	946	1,196	1,121	1,354	1,280	-74	
覚 せ い 剤 取 締 法	9,539	9,192	9,156	8,406	8,902	496	
毒 劇 物 法	192	239	211	181	232	51	
廃 棄 物 処 理 法	142	208	179	134	133	-1	
労 働 基 準 法	7	9	14	7	5	-2	
職 業 安 定 法	20	37	16	25	17	-8	
健 康 保 険 法	0	2	0	1	1	0	
労 働 者 派 遣 事 業 法	9	6	6	11	12	1	
旅 券 法	5	5	13	9	11	2	
麻 薬 等 特 例 法	50	54	50	202	75	-127	
そ の 他 の 特 別 法 犯	682	654	626	594	2,544	1,950	
特 別 法 犯 合 計	15,131	14,814	14,522	14,012	15,798	1,786	
総 計	56,208	57,557	57,524	56,612	55,855	-757	

### (3) 山口組に対する取締りの強化

近年の暴力団情勢は、山口組の一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっていることから、山口組を事実上支配し、その強大化を支える原動力である弘道会及びその傘下組織に対する取締りを強化した。21年中には、山口組直参（二次組織の首領）を6人（前年比2人増）検挙した。

#### 【山口組の主要検挙事例】

山口組幹部(49)が、配下組員と共謀の上、山口組執行部を批判する連判状に名を連ね、その後所在不明になっていた山口組傘下組織組長の居場所を聞き出すため、同組長と行動を共にしていた秘書の携帯電話に、「組長に内緒で電話してこいや。無視すれば殺しに行く。」等とメールを送信して脅迫した事例（熊本、2月検挙）

山口組幹部(68)が、自動車運転免許証の更新を申請するに当たり、偽りの住所を申し立て、自動車運転免許証の住所欄に不実の記載をさせた事例（北海道、3月検挙）

山口組幹部(60)が、石材会社社長らと共謀の上、同社所有の土地が金融機関から強制執行を受けることを免れる目的で、同土地に虚偽の共同根抵当権設置登記等を設定した事例（兵庫、11月検挙）

平成19年、東京都内の縄張を巡る山口組と住吉会との抗争において、山口組傘下組織組員(49)らが住吉会傘下組織幹部を射殺した事例（警視庁、12月検挙）

#### 【弘道会及びその関係団体の主要検挙事例】

弘道会幹部(62)が、元配下組員と共謀の上、紳士服販売店において、不正に入手した他人名義のクレジットカードを使用して衣類の購入を申し込み、同店店員に同カードの正当な利用権限を有するカードの名義人であると誤信させ、衣類の交付を受けてこれを詐取した事例（大阪、10月検挙）

弘道会傘下組織幹部(42)が、配下組員と共謀の上、飲食店従業員に因縁を付け、同人に対し、「土下座せい。」「弘道会なめとんのか。」等と怒号して、脅迫した事例（三重、11月検挙）

弘道会会長が後見人となっている会津小鉄会会長(68)が、知人らと共謀の上、真実は、知人名義のキャッシュカードを同組長が使用するつもりであるのにこれを隠し、知人名義でキャッシュカードの交付を申し込み、金融機関からキャッシュカードを詐取した事例（京都、11月検挙）

### (4) 対立抗争事件の発生状況等

#### ア 対立抗争事件の発生状況

対立抗争事件は1件（前年比±0件）、発生回数は4回（同2回減）で減少傾向にあるが、けん銃使用等殺傷力の大きい方法による不法事案が依然として発生している（**図表2-5**）。また、道仁会と九州誠道会との間で、対立抗争事件に起因する不法行為が継続して発生していることから、依然として両団体に対する警戒が必要な状況にある。

祭会場周辺における住吉会傘下組織組員と稲川会傘下組織組員とのトラブルに端を発し、その後、住吉会傘下組織幹部(45)らによる稲川会傘下組織事務所内における同組織組員に対するけん

銃射殺事件、稲川会傘下組織幹部(26)による住吉会傘下組織組員に対する刺殺事件が相次いで発生し、対立抗争事件が発生した事例（神奈川、7月発生）

道仁会傘下組織組長(29)が、対立する九州誠道会傘下組織組長が乗車する普通乗用車に対し、ダンプカーを運転して衝突させた事例（福岡、9月発生）

図表2 - 5 対立抗争事件の発生状況の推移

区分	年次									
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
発生事件数(件)	5	5	7	7	6	6	0	3	1	1
うち山口組関与事件数	4	1	5	5	5	6	0	2	1	0
発生回数(回)	18	81	28	44	31	18	(15)	18	6	4
うち銃器使用回数	16	71	21	32	19	11	(8)	12	3	1
銃器使用率(%)	88.9	87.7	75.0	72.7	61.3	61.1	(53.3)	66.7	50.0	25.0
死者数(人)	1	4	2	7	4	2	0	8	3	2
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
負傷者数(人)	9	15	14	15	12	4	(6)	8	0	0
うち暴力団構成員等以外	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0

注1：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

注2：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、( )内に計上した。

## イ 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は22件で、前年に比べ10件減少している。これらの銃器発砲事件による死亡者は6人（前年比2人減）、負傷者は8人（同3人増）である（図表2 - 6）。繁華街や住宅街等市民の身近な場所でけん銃使用事件が発生しており、暴力団等が所持するけん銃は、依然として市民に対する脅威となっている。

山口組傘下組織幹部（34）が、住宅街の路上において、対立する稲川会傘下組織の組員に対し、けん銃を発射して傷害を負わせた事例（神奈川、2月発生）

住吉会傘下組織幹部（40）らが、解体業者が同組織の縄張内において工事を受注したことに絡み、住宅街に所在する同企業の敷地内に駐車中の車両に対しけん銃を発砲し、同車両を損壊した事例（警視庁、2月発生）

稲川会傘下組織幹部(62)が、繁華街の会社事務所で、金銭トラブルの相手方の男性らにけん銃を発砲して重傷を負わせた後、けん銃自殺した事例（神奈川、11月発生）

図表 2 - 6 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
発 砲 事 件 数 ( 件 )	92	178	112	104	85	51	36	41	32	22
うち対立抗争によるもの	16	71	21	32	19	11	0	12	3	1
死 者 数 ( 人 )	17	24	18	28	15	7	2	12	8	6
負 傷 者 数 ( 人 )	24	20	20	27	12	6	8	7	5	8

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

## ウ けん銃押収丁数

暴力団構成員等からのけん銃押収丁数は148丁で、前年に比べ18丁減少している（図表 2 - 7）。

けん銃等の銃器は、暴力団にとって組織の力を象徴する最も強力な武器であることから、依然として、大量のけん銃等を組織的に調達、管理した上、暴力団構成員以外の者に預けたり、自宅や事務所以外の場所に保管したりするなど、巧妙に隠匿している実態がうかがわれる。

### 【暴力団構成員が自宅に隠匿していた事例】

住吉会傘下組織組員(38)が自宅において隠匿していたけん銃1丁、実包39個を発見押収した事例（千葉、3月押収）

山口組傘下組織幹部(39)が自宅において分解して隠匿していたけん銃1丁、実包9個を発見押収した事例（大阪、6月押収）

### 【暴力団構成員以外の者に保管させていた事例】

山口組傘下組織組員(41)が内妻宅に隠匿保管させていたけん銃2丁、実包189個を発見押収した事例（大阪、4月押収）

### 【自宅や組事務所以外の場所に保管していた銃器発砲事件の事例】

住吉会傘下組織組長（44）が関係会社敷地内の土中に隠匿していたけん銃2丁、実包14個を発見押収した事例（青森、4月押収）

松葉会傘下組織組員(38)らが自動車整備工場の廃車内に隠匿していたけん銃2丁、実包16個を発見押収した事例（群馬、5月押収）

図表 2 - 7 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
押収けん銃総数(丁)	564	591	327	334	309	243	204	231	166	148
真正銃(丁)	525	565	301	308	276	216	187	223	158	129
改造銃(丁)	39	26	26	26	33	27	17	8	8	19
	93.1%	95.6%	92.0%	92.2%	89.3%	88.9%	91.7%	96.5%	95.2%	87.2%
	6.9%	4.4%	8.0%	7.8%	10.7%	11.1%	8.3%	3.5%	4.8%	12.8%

注：各下段は、押収けん銃総数に占める割合である。

**(5) 組織的犯罪処罰法（加重処罰等）の適用状況**

暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の加重処罰等の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反の検挙件数は17件（前年比5件増）、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙件数は2件（同2件増）である（**図表2-8**）。

組織的な犯罪の加重処罰規定（第3条）違反事件の傾向としては、賭博、詐欺、恐喝等資金獲得行為に関するものが多く、暴力団が組織的に違法な資金獲得活動を行っている実態がうかがわれる。

山口組傘下組織幹部(47)が、多数の組員と共謀して、利益を同組織に帰属させるため、いわゆる野球賭博を組織的に開帳した事例（北海道、6月起訴）

住吉会傘下組織幹部(45)が、組織の不正権益を維持する目的で、縄張内に新規に開店した飲食店から、みかじめ料の名目で金品を脅し取ろうとした事例（埼玉、10月訴因変更）

**図表2-8 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰等）の適用状況（件数）**

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
組織的な犯罪の加重処罰(3条)	6	9	10	13	18	26	16	16	12	17
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2

**(6) 資金獲得犯罪の検挙状況**

**ア 21年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴**

暴力団等の資金獲得犯罪の検挙状況は、詐欺罪の検挙人員が2,072人（前年比226人増）、検挙件数が4,590件（同652件増）と大幅に増加しており、暴力団が各種詐欺事犯を敢行して資金源としている傾向がうかがわれる。

詐欺罪の中で目立つのは、各種融資制度を悪用したものであり、中小企業を対象にした信用保証制度、担保や保証人の提供が困難な中小企業創業者を対象とした新創業融資制度、解雇等による住宅喪失者を支援するための就職安定資金、公共工事請負業者の資金調達を容易にするための前払金制度、倒産のため賃金未払いとなった従業員に対して事業者に代わって賃金を支払う未払賃金立替制度、不況により被雇用者を休業させざるを得ない中小企業に対して休業等に係る手当の一部を助成する中小企業緊急雇用安定助成金等、多岐にわたっている。

これらの融資制度は、不況下における弱者保護の観点から、審査や条件が比較的緩やかとなっており、そこを暴力団等の反社会的勢力につけ狙われ、格好の餌食とされている実態がうかがわれる。

**【各種融資詐欺事犯】**

山口組傘下組織幹部(34)らが、真実は暴力団事務所として使用し、居宅として使用する意思がなく、住宅融資金を返済する意思も能力もないのにあるように装って、金融機関に対し、内容虚偽の住宅融資の申込みを行い、偽造した源泉徴収票等を提出するなどして融資金を詐取した事例

(岡山、6月検挙)

山口組傘下組織組員(32)らが、中小企業等を対象とした信用保証制度を悪用し、実際には土木工事業を営んでいないのに、その運転資金とするための正当な融資及び信用保証の申込みであるかのように装い、内容虚偽の信用保証依頼書等を作成・提出して、信用保証協会の保証を決定させ、金融機関から融資金を詐取した事例(静岡、6月検挙)

山口組傘下組織幹部(46)らが、金融機関に対し、偽造した源泉徴収票や自動車販売見積書等を提出してカーローン融資の申込みを行い、融資金を詐取した事例(愛知・岐阜、6月検挙)

山口組傘下組織組員(48)らが、20年12月に創設された厚生労働省所管の「就職安定資金融資制度」を悪用し、架空の人材派遣会社を使い、従業員の雇用、解雇、解雇に伴う住宅喪失の事実があるように装い、公共職業安定所に対し、内容虚偽の書類を作成・提出して、同所より就職安定資金融資対象者証明書の交付を受け、金融機関に提出するなどして融資金を詐取した事例(滋賀、6月検挙)

山口組傘下組織関係者(48)が、会社員と共謀の上、独立行政法人が行う未払賃金立替制度を悪用し、同会社員らが同関係者の経営する会社の労働者であり、未払賃金があるかのように装い、内容虚偽の申請書を提出するなどして、未払賃金の立替払金を詐取した事例(愛知、9月)

#### 【振り込め詐欺等及び関連事犯】

暴力団関係者(23)らによるグループが、原則的に担保・保証人不要で融資する旨の融資案内を中小企業経営者らにファックスで送りつけ、その内容を見て電話連絡してきた被害者に対し、「審査が通ったから融資する。」などと嘘を言い、保険掛金名下に現金を詐取した事例(京都、1月検挙)

山口組傘下組織組員(38)が、第三者に通帳等を譲渡する目的で、複数の金融機関で口座を開設し、通帳・キャッシュカードを詐取、同口座が振り込め詐欺に使用されていた事例(青森、2月検挙)

稲川会傘下組織幹部(38)らによるグループが、インターネットホームページ等に「セブ女性が交際相手を募っている。」等と虚偽の広告を掲載し、応募した男性らに対し、「交際すれば報酬がもらえる。」「交際が終われば必ず返金するので、トラブルに対する保証として預託金を納めてほしい。」等と嘘を言い、交際クラブの預託金名下に現金を詐取した事例(警視庁・静岡、5月検挙)

山口組傘下組織組員(24)らが、被害者の息子になりすまし、「会社の金を使い込んでしまった。お金を振り込んで欲しい。」などと嘘を言って、現金を振り込ませ詐取した事例(警視庁、7月検挙)

#### 【生活保護費の不正受給事犯】

住吉会傘下組織幹部(43)が、長女が海外に出国し妻が就労して収入を得るようになったにもかかわらず、その事実を秘して、従来どおり長女と生活し世帯に収入がないものとして、生活保護費を不正に受給した事例(埼玉、1月検挙)

山口組傘下組織会長(62)らが、暴力団員であることを隠して生活保護を不正に受給をしようと企て、内容虚偽の脱退届や除籍届を作成・提出するなど不実の申請をして、生活保護費を不正に受給した事例(和歌山、5月検挙)

#### 【保険金詐欺事犯】

山口組傘下組織幹部(46)らが、故意に自動車を追突させて交通事故を装い、内容虚偽の休業損害証明書を提出するなどして保険金を詐取した事例(神奈川、2月検挙)

山口組傘下組織幹部(37)が、知人の会社員が物損事故を起こした事実を利用して、配下組員らが同乗して負傷したように装い、内容虚偽の休業損害証明書を提出するなどして保険金を詐取した事例(滋賀、9月検挙)

道仁会傘下組織幹部(41)が、配下組員が交通事故にあったことを利用して、無職である配下組員が交通事故により運転代行会社を休業したように装い、内容虚偽の休業損害証明書等を提出するなどして保険金を詐取した事例(佐賀、10月検挙)

#### 【手形利用詐欺事犯】

山口組傘下組織組長(52)が、紡績会社幹部らと共謀し、同社の約束手形を偽造して、金融業者から手形割引代金を詐取した事例(福井、1月検挙)

#### 【未公開株販売名下詐欺事犯】

山口組関係の会社役員(71)らが、上場する予定のない未公開株の販売を電話等で勧誘し、未公開株の販売代金を詐取した事例(兵庫、6月検挙)

### イ 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況

暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿事件(第10条)が49件で、前年に比べ8件増加、犯罪収益等收受事件(第11条)が41件で、前年に比べ20件増加した。また、起訴前没収保全命令(第23条)については23件の適用があり、前年に比べ2件増加した(図表2-9、10)。

犯罪収益等隠匿事件(第10条)としては、暴力団員等が他人名義の口座を使うなどして、犯罪収益の取得等について事実を偽装したり、犯罪収益である現金を金庫に移し替えるなどし隠匿したりしている実態がうかがわれる。

山口組傘下組織幹部(60)が、弁護士法違反に係る犯罪収益の取得につき、事実を偽装しようと企て、顧客から入金された共犯者名義の普通預金口座から、同人が管理運用する他人名義の総合口座に振込送金させ、犯罪収益の取得につき事実を偽装した事例(長崎、4月検挙)

稲川会傘下組織組長(45)が、貸金業者と共謀の上、同業者が出資法違反(法定金利を超える利息の受領)により得た犯罪収益を同業者名義の口座から払い戻し、事務所の金庫に収納して隠匿した事例(神奈川、8月検挙)

犯罪収益等收受事件(第11条)としては、縄張内の風俗営業店や貸金業者等から犯罪収益を收受す

るなど、前提となっている犯罪の実行に暴力団の直接の関与はないものの、暴力団がみかじめ料等を名目に犯罪収益を収受している事例がみられた。

浅野組傘下組織幹部(34)が、風俗営業店の経営者から、売春（場所提供）により得た犯罪収益の一部をみかじめ料名目で収受した事例（広島、1月検挙）

山口組傘下組織幹部(35)が、飲食店の経営者らが売春のあっせんで得た犯罪収益の一部を用心棒代名目で収受した事例（三重、8月検挙）

共政会傘下組織幹部(41)が、ヤミ金業者から貸金業法違反等により得た犯罪収益をみかじめ料名目で収受した事例（広島、10月検挙）

図表2 - 9 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（件数）

区分	年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
犯罪収益等隠匿(10条)		1	5	9	25	29	21	18	35	41	49
犯罪収益等収受(11条)		0	2	7	10	11	27	35	25	21	41
起訴前の没収保全命令(23条)		1	1	4	3	5	0	3	7	21	23

図表2 - 10 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（前提犯罪の内訳・件数）

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
詐欺	12	7	5	24
貸金業法・出資法	16	1	1	18
売春防止法	1	16	1	18
賭博場開帳等図利等	1	6	11	18
わいせつ図画販売目的所持	6	2	3	11
窃盗等	6	2		8
盗品等譲り受け		4		4
競馬法	1	2		3
恐喝	1	1		2
弁護士法	1		1	2
殺人等	1			1
公正証書原本不実記載等	1			1
商標法	1			1
著作権法	1			1
労派法			1	1
合計	49	41	23	113

## ウ 伝統的資金獲得犯罪

暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反をいい、以下「ノミ行為等」という。）が挙げられる。これらの犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は8,921人（前

年比404人増)で、暴力団構成員等の総検挙人員の33.7%(同1.0ポイント増)を占めている(図表2-11)。

このように、伝統的資金獲得犯罪の検挙人員は、暴力団構成員等の総検挙人員の3割強を占めており、依然として、この種犯罪が暴力団の有力な資金源となっている。また、伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員について、暴力団構成員等以外も含めた全体の検挙人員に対する割合を見ると、5割程度で推移しており、この種犯罪は、暴力団構成員等が敢行する割合が高いことが分かる(図表2-12)。

罪種別にみると、3(1)において述べたとおり、覚せい剤取締法違反の検挙人員が6,153人(同418人増)、賭博の検挙人員が789人(同150人増)、ノミ行為等の検挙人員が179人(同49人増)と、前年に比べてそれぞれ増加している。

賭博の特徴的な犯行態様としては、携帯電話やインターネットを利用し、特定の活動拠点や賭博専用の設備を置かない方法により敢行する事例がみられた。

#### 【覚せい剤】

山口組傘下組織幹部(53)が、営利目的で覚せい剤を密売した事例(静岡、10月検挙)

#### 【恐喝】

山口組傘下組織幹部(40)らが、無断で覚せい剤の取引をしたことに因縁をつけて、無職男性を監禁した上、わび料名下に現金30万円を喝取した事例(京都、10月検挙)

#### 【賭博】

工藤會傘下組織組員(35)らが、電子メールにより申込み方法により、野球賭博を開帳した事例(広島、4月検挙)

山口組傘下組織関係者(55)が経営する愛知県下のインターネットカフェ店内において、同店設置のパソコンを使用した上、海外のカジノサイトを利用し、賭客を相手方としてバカラ賭博をしていた事例(愛知、5月検挙)

山口組傘下組織幹部(57)らが、電話による申込み方法により、野球賭博を開帳した事例(和歌山、10月検挙)

#### 【ノミ行為等】

山口組傘下組織関係者(35)らが、モーターボート競走に関し、携帯電話の電子メールを利用した申込方法によりノミ行為を行った事例(徳島、11月検挙)

図表 2 - 11 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
暴力団構成員等の総検挙人員(人)	31,054 (10,189)	30,917 (9,893)	30,824 (9,907)	30,550 (10,110)	29,325 (9,180)	29,626 (8,725)	28,417 (8,471)	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員(人)	12,910 (3,884)	12,100 (3,572)	11,398 (3,439)	10,128 (3,385)	9,379 (3,054)	10,467 (3,083)	9,412 (2,749)	9,275 (2,565)	8,517 (2,344)	8,921 (2,270)
割合(%)	41.6 (38.1)	39.1 (36.1)	37.0 (34.7)	33.2 (33.5)	32.0 (33.3)	35.3 (35.3)	33.1 (32.5)	34.1 (33.0)	32.7 (32.6)	33.7 (33.5)
覚せい剤	7,720 (2,122)	7,298 (1,949)	6,699 (1,896)	6,016 (1,786)	5,412 (1,514)	6,810 (1,688)	6,043 (1,445)	6,319 (1,403)	5,735 (1,181)	6,153 (1,286)
恐喝	3,290 (1,488)	3,070 (1,398)	2,954 (1,325)	3,092 (1,462)	2,808 (1,358)	2,619 (1,232)	2,523 (1,197)	2,175 (1,005)	2,013 (1,006)	1,800 (799)
賭博	1,164 (131)	1,238 (118)	1,374 (117)	780 (72)	837 (90)	845 (97)	685 (66)	648 (107)	639 (107)	789 (133)
ノミ行為等	736 (143)	494 (107)	371 (101)	240 (65)	322 (92)	193 (66)	161 (41)	133 (50)	130 (50)	179 (52)

( )内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表 2 - 12 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

区分 \ 年次	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21
伝統的資金獲得犯罪の合計	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921
暴力団構成員等が占める割合	39.2%	39.4%	40.9%	40.3%	44.6%	48.2%	50.0%	49.6%	50.5%	52.2%
覚せい剤	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153
暴力団構成員等が占める割合	40.8%	40.8%	40.2%	41.3%	44.5%	51.4%	52.6%	53.1%	52.7%	53.3%
恐喝	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800
暴力団構成員等が占める割合	29.2%	30.1%	33.5%	36.2%	39.8%	40.7%	43.7%	43.0%	45.0%	45.4%
賭博	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	648	639	789
暴力団構成員等が占める割合	61.1%	59.6%	71.3%	45.2%	58.9%	47.7%	49.7%	42.4%	47.0%	57.3%
ノミ行為等	736	494	371	240	322	193	161	133	130	179
暴力団構成員等が占める割合	83.4%	88.8%	77.5%	78.2%	83.0%	83.5%	87.0%	65.2%	77.4%	87.7%

「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪(各罪種)の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

## エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じたり、暴力団を利用する企業と結託したりして、金融業、建設業等各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

### (ア) 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付ける方法などにより、資金獲得を図っている実態がうかがわれる(図表 2 - 13、14)。

山口組傘下組織組員(32)らが、無登録で貸金業を営み、法定利息を超える利息を受領していた事例(北海道、1月検挙)

貸金業者(45)らが、法定利息を超える利息で金銭の貸し付けをし、稲川会傘下組織組長(45)と共謀の上、犯罪収益を隠匿していた事例(神奈川、5月検挙)

図表2-13 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
暴力団構成員等の検挙人員	41	64	52	130	129	72	96	125	130	104
うち暴力団構成員の検挙人員	22	20	23	63	53	29	39	46	50	42
暴力団構成員等が占める割合	36.0%	48.1%	38.5%	45.8%	42.7%	32.0%	36.4%	33.1%	40.9%	37.8%

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表2-14 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
暴力団構成員等の検挙人員	57	76	68	258	160	90	93	115	126	89
うち暴力団構成員の検挙人員	26	31	25	77	46	35	29	23	36	29
暴力団構成員等が占める割合	29.2%	27.1%	25.3%	34.3%	24.4%	20.7%	22.6%	21.5%	25.5%	22.5%

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

## (1) 建設業

暴力団は、関係企業を通じて建設業に進出し、公共工事等建設事業に介入して、談合、詐欺等の違法行為により資金獲得を図っている実態がうかがわれる。

建設業を営む会社役員(66)が、山口組傘下組織幹部(45)らと共謀の上、談合の仕切り役として、市発注の体育館解体撤去工事に関する指名競争入札に際し、他の建設業者から落札後相応の利益提供を受けることを前提に、他の入札業者と談合した事例(京都、5月検挙)

山口組傘下組織幹部(40)が、建設会社の代表取締役(49)と共謀の上、建築施工管理技士の資格を有する者がいないのにこれを偽り、内容虚偽の経営規模等評価申請書を知事に提出した事例(大阪、10月検挙)

山口組関係の建設会社の実質経営者(54)らが、保育園新築工事の下請に入る予定のところ、元請会社がこれをキャンセルしたため、自己の下請業者からのキャンセル料が発生した旨の嘘を言い、元請け会社から額面300万円の手形を詐取した事例(大阪、10月検挙)

山口組傘下組織組長(49)が、建設会社代表取締役(60)と共謀の上、同社に雇用された事実のない者を「経營業務の管理責任者」として内容虚偽の書類を提出し、国土交通大臣から一般建設業の許可を受けた事例(茨城、11月検挙)

## (ウ) 不動産業

暴力団は、不動産業者らと結託して競売を妨害したり、無免許で宅地建物取引業を営んで資金獲得を図ったりするなど、不動産取引を資金源としている実態がうかがわれる。

暴力団関係者(57)らが、寺院の乗っ取りを企て、同寺院の責任役員会議事録等を偽造し、内容虚偽の代表役員代務者を登記させてそれを利用し、同寺院所有の宅地につき、実態のない会社への架空の売買を原因とする所有権移転に係る登記申請書等を提出して、法務局登記官に所有権移転登記をさせるなどした事例(福岡、1月検挙)

山口組傘下組織幹部(63)が、不動産業者らと共に謀の上、裁判所が競売開始決定をした土地・建物につき、現況調査等に訪れた執行官らに対し、内容虚偽の賃貸契約書を提出するなどして正規に同建物を占有している旨現況調査報告書等に記載させ、さらに、入札期間中、同建物に「興業」等と表示した看板を掲げ、あたかも暴力団が建物を管理・占有しているような外観を示し、偽計及び威力を用いて公の競売の公正を害すべき行為をした事例(宮崎、3月検挙)

不動産売買等を業とする有限会社を実質経営していた山口組傘下組織幹部(63)らが、愛知県下の宅地・建物の売買契約をするなど、無免許で宅地建物取引業を営んだ事例(愛知、6月検挙)

山口組傘下組織関係者(43)らが、奈良県下の宅地を売却する契約を媒介するなど、無免許で宅地建物取引業を営んだ事例(奈良、11月検挙)

## (I) 風俗営業

暴力団は、無許可で風俗営業を営んだり、繁華街等の風俗営業店に介入し、売春等の違法行為で得た犯罪収益等を資金源としたりしている実態がうかがわれる。

山口組傘下組織幹部(41)らが、温泉街の風俗営業経営者に対し、売春に利用すると知りながら、その場所となるアパートを提供した事例(石川、2月検挙)

工藤會傘下組織幹部(41)が、売春店経営者が売春のあっせんで得た犯罪収益の一部をみかじめ料名目で収受した事例(福岡、7月検挙)

稲川會傘下組織組長(35)が、無許可でキャバクラを営み、さらに、同店において、18歳未満の年少者をホステスとして雇用し、接客させていた事例(福島、8月検挙)

## オ 企業対象暴力及び行政対象暴力

暴力団構成員等、総会屋、会社ゴロ等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は342件(前年比58件減)であった。

また、総会屋、会社ゴロ等及び社会運動等標ぼうゴロによる犯罪の検挙人員は209人(同68人減)、検挙件数は164件(同56件減)であった。

## (ア) 企業対象暴力

暴力団等による企業対象暴力事犯の検挙件数は294件であり、暴力団等反社会的勢力が、企業に対し、不当な因縁を付けるなどして、現金等を要求している状況がうかがわれる。

また、総会屋等においては、会社法違反事件として検挙した事例もみられた（図表2 - 15）。

社会運動等標ぼうゴロ代表(31)が、ゴルフ場敷地内の樹木を伐採して放置してあることに因縁を付け、ゴルフ場支配人に対し「このような放置は違法ではないか。写真を新聞社に持って行く。ネガをもらうにしてもただというわけにはいかない。」などと脅迫し、暗に現金を要求した事例（山口、5月検挙）

狭道会傘下組織組員(46)が、みかじめ料要求を拒否されたことに対する見せしめとして、ゴルフ場や食品会社に対し、連続して手榴弾を投げ込み爆発させた事例（高知、7月検挙）

地方議会議長(54)が、ビル建設に絡み、工事関係者に対し、「この辺一帯は、住吉連合の事務所があるから、それなりのやつが出てくるから。」などと言って暴力団の名刺を示した上、金員を要求した事例（千葉、9月検挙）

福博会傘下組織組長(50)が、市発注の公共工事に一次下請として参入した建設会社の社長(60)らと共謀の上、二次下請業者が資金不足で工事が中断したため、残りの工事を別業者に発注、その費用を二次下請業者に要求したが、これに応じなかったことから、その過払金名下に普通乗用自動車1台を喝取した事例（福岡、10月検挙）

山口組傘下組織幹部(45)らが、工事現場の安全管理等に因縁をつけるなどして工事の中止を要求したが、これに応じなかったことに憤慨し、暴力団との関係を示すなどして脅迫した事例（滋賀、10月検挙）

図表2 - 15 会社法（旧商法）違反事件の検挙件数の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
利益受供与	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0
利益供与要求	0	2	3	1	2	3	3	2	2	1

注1：ここでいう会社法（旧商法）違反は、利益受供与、利益供与要求によるものである。

注2：検挙件数は、特定の期間における特定の会社を背景とした利益受供与等を1事件と計上している。例えば、一つの会社において、特定の期間における数回にわたる数人の者による利益受供与は、1事件と計上する。

#### (4) 行政対象暴力

暴力団等による行政対象暴力事犯の検挙件数は48件であり、暴力団等反社会的勢力が、依然として、行政を対象とした不当要求を行っている状況がうかがわれる。

山口組傘下組織組員(56)が、自己の所属する漁業組合が常例検査に際して改善を求められ、改善できない場合は法定解散となる旨を通告されたことに憤慨し、再三にわたり県事務所に押しかけ、対応した職員に対し、検査結果に因縁を付け、県に指導を断念するよう脅迫した事例（愛媛、4月検挙）

山口組傘下組織組員(44)が、軽四輪乗用自動車を保有していたにもかかわらず、これを保有していない旨の虚偽の申告書を提出し、生活保護費を不正に受給した事例（奈良、9月検挙）

## カ 金融・不良債権関連事犯

暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は45件で、前年に比べ27件増加した（図表2 - 16）。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものは39件で、虚偽内容の書類を作成、提出し、金融機関から多額の現金を詐取するなどの事例が特に増加しており、暴力団が組織的に資金を得ようとしている実態がうかがわれる。

住吉会傘下組織幹部(33)らが、事務所の資金捻出のため、金融機関に対し、給与所得がないの  
にあるように装った虚偽内容の源泉徴収票等を提出して、住宅ローンの名目での融資金300万円  
を詐取した事例(宮城、5月検挙)

山口組傘下組織組員(34)らが、就職安定資金融資制度を悪用し、解雇事実等を装い、金融機関  
に申込書を提出し、融資金を詐取した事例(兵庫、10月検挙)

建設業等のグループ会社の業務全般を統括する会社役員(40)が、地方銀行の支店長と共謀の上、  
同グループが営業を行っている実態がなく、借入金の返済能力がないにもかかわらず、確実な担  
保を徴せず、同グループに合計1億3,800万円を貸し付け、銀行に損害を与えた事例(大阪、11  
月検挙)

一方、債権回収過程におけるものは6件と、減少傾向にあるものの、暴力団関係者が債権回収過程  
で多額の現金を詐取したり、内容虚偽の登記申請をしたりした事例がみられた。

元会社経営者(54)らが、自社所有の不動産を他社に売却するに当たり、金銭債権を担保するた  
め同物件に根抵当権を設定している金融機関に対し、実際の売却価格より金額を低く偽った売買  
契約書を提出して根抵当権を解除させ、債務金額との差額約3億円を詐取した事例(宮城、1月  
検挙)

稲川会傘下組織組長(56)が、強制執行を逃れるため、自己の土地、建物について、息子に所有  
権が移転した旨の内容虚偽の登記申請をした事例(警視庁、8月検挙)

図表2 - 16 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
融資過程	19	27	9	13	11	12	14	15	12	39
債権回収過程	98	74	63	63	43	38	21	10	6	6
合計	117	101	75	76	55	51	36	25	18	45

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：14年の合計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」を3件、また、16年、17年及び18年の合計にはそれぞれ1件を  
含む。

## 4 暴力団対策法の施行状況等

### (1) 指定状況

平成21年2月3日、松葉会が、東京都公安委員会により指定暴力団として第6回の指定を、三代目福博会が、福岡県公安委員会により第4回の指定を受けた。

なお、12月末現在、22団体が指定暴力団として指定されている（**図表3 - 1**）。

### (2) 行政命令の発出状況

#### ア 中止命令

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、21年12月末現在、34,917件に上っている。

21年における中止命令の発出件数は2,119件で、前年に比べ151件減少している（**図表3 - 2**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,442件（前年比124件減）と全体の68.1%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが379件（同44件減）と全体の17.9%を占めている（**図表3 - 3**）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、みかじめ料要求（4号）に対するものが176件（同6件増）と前年に比べ増加しているものの、不当贈与要求（2号）に対するものが721件（同75件減）、用心棒料等要求（5号）に対するものが333件（同74件減）と、それぞれ前年に比べて著しく減少している。

加入強要、脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が24件（同1件増）と、前年に比べ増加しているものの、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が324件（同42件減）と、前年に比べ減少している。

団体別では、山口組に対するものが843件（同75件減）と最も多く、全体の39.8%を占め、次いで住吉会368件（同7件増）、稲川会330件（同42件減）と、主要3団体については住吉会を除き前年に比べ減少しているほか、道仁会に対するものも26件（同51件減）と、前年に比べ減少している。（**図表3 - 3**）。

中止命令の発出件数が減少している理由としては、近年の暴力排除活動の進展や、暴力団対策法の効果により、指定暴力団の威力を用いた明からさまな資金獲得活動や加入強要・脱退妨害が困難化していることが一つの要因と考えられる。

山口組傘下組織組員(33)が、飲食店経営者による同店従業員に対する賃金未払い事実を聞き知るや、同店経営者に対し、山口組の威力を示して、「カラオケから何から全部持っていくぞ。わしの知っているところ連れて来て、金借りてこい。トイチだけ借りる。金できるまで、うちで夫婦で働け。」等と告げて、賃金支払い名目で金品その他の財産上の利益の贈与をみだりに要求した事例（愛知、4月）

山口組傘下組織組員(50)が、元暴力団組長と金銭貸借を有する成人男性に対し、「金返すだけでは済まんぞ。お前、帰られへんぞ。岐阜の事務所へ行くぞ。親分のために身体張るしかないや

る。」等と告げて、暴力団に加入することを強要した事例（大阪、4月）

山口組傘下組織組員(50)が、自己が暴力団員であることを知っている市役所職員に対し、「俺が申し込んだら、入れられんっちゃろうが。俺の名前で入居できんなら、女の名前で申し込みをさせる。」等と告げて、市営住宅への入居を要求した事例（福岡、6月）

住吉会傘下組織組員(46)が、自己が暴力団員であることを知っている「デリバリーヘルス」の従業員に対し、電話で、「責任者にみかじめ料の件で俺に返事の電話をするように言ってくれ。」等と告げて、前記場所で営業を営むことを容認する対象として金品を要求した事例（警視庁、9月）

山口組傘下組織組員(36)が、電話で組を辞めたいと告げた組員に対し、「ふざけるんじゃない、いつもそうやって逃げやがって、覚悟はできているんだろうな。きっちりけじめは取ってもらうぞ。」等と告げて、暴力団から脱退することを妨害した事例（神奈川、11月）

図表3 - 2 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
中止命令	2,185	2,238	2,599	2,609	2,717	2,668	2,488	2,427	2,270	2,119
再発防止命令	95	96	141	114	161	112	128	110	86	65
防止命令	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0
禁止命令	-	-	-	-	-	-	-	-	61	30
事務所使用制限命令	0	8	0	6	0	1(1)	0	0	0	0

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

## イ 再発防止命令

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、21年12月末現在、1,391件に上っている。

21年における再発防止命令の発出件数は65件で、前年に比べ21件減少している（図表3 - 2）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが55件（前年比13件減）と全体の84.6%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが10件（同7件減）と全体の15.4%を占めている（図表3 - 3）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが18件（同2件減）、用心棒料等要求（5号）に対するものが18件（同10件減）、みかじめ料要求（4号）に対するものが14件（同±0件）と、縄張内の店舗等に対する要求行為に係るものが多い。

団体別では、稲川会に対するものが24件（同5件減）と最も多く、全体の36.9%を占め、次いで山口組の16件（同9件減）、住吉会の12件（同3件増）の順となっている（図表3 - 3）。

稲川会傘下組織組員(35)が、飲食店経営者に対し、「ここは 町のルールで、うちの組に毎月1万円から3万円払ってもら。店に何かトラブルがあったら面倒みてやる。」等と告げて、飲食店に対し、同組織の威力を示して縄張内で営業を営む対償として金品を要求したことなどから、更に反復するおそれがあると認め、1年間、営業を営む者に対し、金品等の要求等をしてはならない旨を命じた事例(神奈川、5月)

山口組傘下組織幹部(47)が、電話で組抜けしたい旨を告げた傘下組織組員に対し、「お前がそんな態度やったら、俺も腹括るで、お前も腹括れ。」等と告げて、組から脱退することを妨害したことから、組から脱退することを妨害してはならない旨の中止命令を発出、その後、別の組員に対しても同様の行為をしたことから、更に反復するおそれがあると認め、1年間、同組織から脱退することを妨害してはならない旨を命じた事例(三重、11月)

## ウ 防止命令

防止命令の発出はない(図表3-2)。

## エ 禁止命令

禁止命令の発出件数は30件で、団体別では、旭流会と会津小鉄会に対するものが12件と最も多く、それぞれ、全体の40.0%を占めている(図表3-2、3)。

旭流会会長ら3名に対し、2年に会長派(旭流会)と理事長派(沖縄旭流会)に分裂したことで発生した対立抗争に関して殺人の罪で刑に処せられている旭流会の実行犯の組員2名に対し、暴力行為の敢行を賞揚する目的で、金品等の供与をしてはならない旨を命じた事例(沖縄、3月)

会津小鉄会会長ら2名に対し、8年に山口組傘下組織との間で発生した対立抗争に関して殺人未遂等で刑に処せられている会津小鉄会の実行犯の組員に対し、暴力行為の敢行を賞揚する目的で、金品等の供与をしてはならない旨を命じた事例(京都、4月)

道仁会会長代行に対し、18年に道仁会と九州誠道会との間で発生した対立抗争に関し、九州誠道会傘下組織事務所において手りゅう弾を爆発させたことにより刑に処せられている道仁会の実行犯の組員らに対し、暴力行為の敢行を賞揚する目的で、金品等の供与をしてはならない旨を命じた事例(福岡、8月)

## オ 事務所使用制限命令

事務所使用制限命令の発出はない(図表3-2)。

### (3) 命令違反事件の検挙状況

命令違反事件の検挙件数は12件(前年比5件増)である(図表2-3)。

住吉会傘下組織組員(31)が、飲食店経営者等に対し組織の威力を示して、営業することを容認す

る対償としてみかじめ料を要求したことから、同組員に対し、1年間、営業者に対し、名目のいかんを問わず、みかじめ料を要求することや日常業務に用いる物品を購入することを要求することを禁ずる旨の再発防止命令を発出、その後、同組員が、居酒屋経営者に対し、正月用飾り物を購入することを要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（埼玉、4月検挙）























稲川会傘下組織幹部(41)が、飲食店経営者等に対し組織の威力を示して、正月用の広告名目に用心棒料等を要求したことから、同組員に対し、1年間、営業者に対し、名目のいかんを問わず、みかじめ料等を要求することを禁ずる旨の再発防止命令を発出、その後、同組員が、韓国マッサージ店経営者に対し、みかじめ料を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（静岡、11月）

#### **(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の改正**

近年の暴力団の活動実態等の不透明化や、20年の暴力団対策法の改正により新たな命令の類型が導入されたことなどを踏まえ、法の規定による命令の的確な発出等を確保するため、立入検査の要件等について、立入検査ができる場合を各号に列記し、その要件を類型化、明確化すること等を内容とする暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則が3月30日に公布され、同日施行された。

会津小鉄会会長らが、8年に山口組傘下組織との間で発生した対立抗争に関して、服役中の実行犯の組員を賞揚するおそれがあるかなどを確認するために、会津小鉄会本部事務所等に対し立入検査を実施し、会津小鉄会会長ら2名に対し禁止命令を発出した事例（京都、4月）

図表3 - 1 指定暴力団の指定の状況

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数	初回指定年月日	効力期限(指定回数)	代紋
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約20,300人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道19県	約4,800人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府16県	約6,100人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	5県	約770人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約260人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約370人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
7	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府1県	約660人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
8	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約330人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
9	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約180人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
10	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約100人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約140人	平成4年12月14日	平成22年(6回)	
12	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約790人	平成4年12月14日	平成22年(6回)	
13	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約70人	平成4年12月16日	平成22年(6回)	
14	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約270人	平成4年12月24日	平成22年(6回)	
15	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成23年(6回)	
16	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約190人	平成5年3月4日	平成23年(6回)	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	南 與一	1府1県	約120人	平成5年5月26日	平成23年(6回)	
18	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,200人	平成5年7月21日	平成23年(6回)	
19	東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約160人	平成5年8月4日	平成23年(6回)	
20	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都1道8県	約1,200人	平成6年2月10日	平成24年(6回)	
21	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	4県	約330人	平成12年2月10日	平成24年(4回)	
22	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	5県	約350人	平成20年2月28日	平成23年(1回)	

注：1 本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「代紋」は、平成22年3月19日現在のものを示している。

2 石川一家(平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。

3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。

4 三代目山野会(平成10年12月21日熊本県公安委員会指定)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。

5 極東桜井總家連合会(平成5年7月8日静岡県公安委員会指定)は、団体消滅のため、平成17年5月31日に指定を取り消された。

6 國粹会(平成6年5月13日東京都公安委員会指定)は、六代目山口組傘下組織となったため、平成17年10月31日に指定を取り消された。

7 中野会(平成11年7月1日大阪府公安委員会指定)は、団体解散のため、平成17年12月22日に指定を取り消された。

8 平成21年末における全暴力団構成員数(38,600人)に占める指定暴力団構成員数(37,000人)の比率は95.9%である。

9 稲川会の辛炳圭及び七代目酒梅組の南與一は「代表する者に代わるべき者」である。

図表3-3 平成21年における中止命令等適用状況

形態別

形態別	区分	中止命令	その他の命令	
9条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求	5	0
	2号	不当贈与要求	721	18
	3号	不当下請等要求	13	0
	4号	みかじめ料要求	176	14
	5号	用心棒料等要求	333	18
	6号	高利債権取立	49	4
	6号の2	不当債権取立	12	0
	7号	不当債務免除要求	87	1
	8号	不当貸付等要求	19	0
	9号	不当信用取引要求	0	0
	10号	不当自己株式買取等要求	0	0
	11号	不当地上げ行為	0	0
	12号	競売等妨害行為	0	0
	13号	不当示談介介入行為	2	0
	14号	因縁を付けての金品等要求	22	0
	15号	不当許認可等要求行為	2	0
	16号	不当許認可等排除要求行為	1	0
	17号	不当入札参加要求行為	0	0
	18号	不当入札排除要求行為	0	0
	19号	不当公共工事契約排除要求行為	0	0
20号	不当公共工事下請等あっせん要求行為	0	0	
	小計	1,442	55	
10条	1項	暴力的要求行為の要求等	-	0
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	279	-
	小計	279	0	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	-	0	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	-	0	
12条の5	準暴力的要求行為	1	0	
15条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	-	0
	2項	指定暴力団内部の対立抗争	-	0
	小計	-	0	
16条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	24	2
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	324	8
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	31	0
	小計	379	10	
17条	配下組員等に対する加入の強要の命令等	-	0	
20条	指詰めの強要等	12	0	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	0	0	
29条	事務所における禁止行為	6	-	
30条の2	損害賠償請求等の妨害の禁止	0	0	
30条の5	暴力行為の賞揚等の規制	-	30	
	合計	2,119	95	

「その他の命令」のうち、15条は事務所使用制限命令、30条の2は防止命令、30条の5は禁止命令で、これら以外は、再発防止命令のことである。

団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命	防止命令	禁止命令
六代目山口組		843	16	0	2
稲川会		330	24	0	0
住吉会		368	12	0	0
四代目工藤會		13	0	0	0
三代目旭琉会		4	0	0	12
沖繩旭琉会		16	2	0	0
六代目会津小鉄会		17	1	0	12
五代目共政会		0	0	0	0
六代目合田一家		7	0	0	0
四代目小桜一家		1	0	0	0
三代目浅野組		2	0	0	0
道仁会		26	0	0	3
二代目親和会		1	0	0	0
双愛会		13	1	0	0
三代目俠道会		12	1	0	0
太州会		20	3	0	0
七代目酒梅組		4	0	0	0
極東会		61	0	0	1
東組		10	0	0	0
松葉会		79	4	0	0
三代目福博会		7	1	0	0
九州誠道会		17	0	0	0
指定暴力団構成員以外		268	0	0	0
	合計	2,119	65	0	30

## 5 暴力排除活動の現状

### (1) 公共部門における暴力排除活動

#### ア 公共工事等各種入札・契約からの暴力団排除

警察においては、国及び地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

#### (ア) 国における取組み

第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月19日開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報制度の導入」を政府として進めることとされたことを踏まえ、5月1日までに、公共工事の発注のある国の7省庁及び2独立行政法人において、排除対象を「暴力団が実質的に経営に関与している」「暴力団を利用する」「暴力団に資金等を供給する」「暴力団と密接交際を有する」などの有資格業者に明確化するとともに、公共工事の受注業者に対し、暴力団構成員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度について、順次、警察庁との合意書を取り交わし、運用してきた。

さらに、第14回犯罪対策閣僚会議（21年12月22日開催）において、これら2つの排除方策に加え、公共工事以外の公共事業等についても、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項（下請契約、再委託契約等に係るものも含む。）を盛り込むこと（「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」）、関係省庁が民間工事等に関係する業界においても、からまでと同様の取組みが講じられるように、引き続き、所要の指導、要請等を行うこと（「民間工事等からの暴力団排除」）を推進するとされた。

独立行政法人日本原子力研究開発機構においては、5月1日から、建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・役務の提供等の調達契約からの暴力団排除を導入し、運用を開始した。

九州地方整備局及び沖縄総合事務局においては、4月末までに役務、物品購入、財産等の売払いなどに排除対象を拡大し、管轄する警察との間で暴力団を排除するための合意書を締結した。

#### (イ) 地方自治体における取組み

暴力団や暴力団員と密接な交友関係を有する者等を含めた暴力団関係業者を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等にいわゆる密接交際規定<sup>注</sup>を含む暴力団排除条項を設けている地方自治体は、6月末現在、1,138自治体（全自治体の61.7%）、都道府県レベルにおいては38道府県、通報報告制度を整備している地方自治体は、551自治体（全自治体の29.9%）、都道府県レベルにおいては31道府県となっている。

さらに、地方自治体において、暴力団排除の対象を公共工事のほか、測量・建設コンサルタント業務等請負、役務提供、物品・資材調達等の公共調達や公有財産売却等の分野における入札及び契

約（下請契約、再委託契約も含む。）に拡大するなどの取組みが推進されており、都道府県レベルにおいては9府県において対象を拡大した暴力団排除条項を設けている。

注：「密接交際規定」とは、業者等が、暴力団及び暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係（例：暴力団幹部とのゴルフコンペや旅行、暴力団幹部の葬儀における供花）を有しているとき、指名停止等の措置を取ることを規定したものの。

#### 【排除の取組み】

広島県においては、公共工事からの暴力団排除に加え、物品調達、公有財産の売払い等の契約についても、暴力団を排除するために必要な事項を定めた「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」を制定し、6月1日から運用を開始した。

和歌山県においては、県の入札における「業者評価制度」に関して、20年6月、「不当要求防止責任者講習の受講」を入札参加資格審査に当たっての必須項目とした結果、不当要求責任者の選任数が増加するなど、公共事業からの暴力排除活動の一層の推進が図られた。

山形県においては、県の競争入札参加資格者名簿（建設工事）に関して、20年8月、「不当要求防止責任者講習」の項目を発注者別評価点に追加した結果、不当要求防止責任者の選任数が増加するなど、公共工事からの暴力排除活動の一層の推進が図られた。

長崎県においては、6月に指名停止除外措置とした業者が、過去に密接交際事実により指名停止除外措置を受けたにも関わらず、偽名により暴力団幹部とゴルフプレーをするなど発覚を逃れながら密接交際を継続していたことへの対策として、7月、対象業者が悪質であると認められる場合における指名除外期間の延長や偽名使用による密接交際発覚逃れへの対策等を県建設工事暴力団対策要綱に盛り込んだ。

#### 【排除事例】

山口組傘下組織幹部及び建設会社社長らを電磁的公正証書原本不実記録等事件（車庫とばし）で検挙するとともに、捜査の過程で同建設会社が暴力団の維持運営に協力している事実が判明したことから、中部地方整備局を含む、国の13機関、愛知県、名古屋市等27自治体に通報の上、公共工事入札参加資格をなく奪した事例（愛知、2月）

佐世保市議会議員が経営している建設会社の元代表（21年2月に代表を辞任）が、18年5月から2年間、20数回にわたり、偽名等を用いて工藤会傘下組織幹部等とゴルフをして交際を続けていたことから、当該事実を長崎県に通報した結果、県においては「県建設工事暴力団対策要綱」に基づき6ヶ月間の指名停止処分とし、さらに、県土木部建設企画課から九州各県へ「指名除外情報」の通知を行うとともに、警察から九州地方整備局及び九州防衛局へ排除要請をした（長崎、6月）。

東組傘下組織会長が、徳島市内の法人に対し特定の建設会社の下請参入要求等を行ったことから、同幹部に対し中止命令を発出するとともに、その調査過程で判明した同建設会社が暴力団を利用して工事等請負を継続要求していた事実を徳島県に通報した結果、2か月の指名停止処分が決定した事例（徳島、6月）

山口組傘下組織組員に対し、多数の現金の提供を行うなど資金提供を行っていたと認められる

業者について、「暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認めるとき」に該当すると  
して当該入札参加事業者を県に通報した結果、10ヶ月の指名停止とされた事例（愛媛、8月）

住吉会傘下組織の組長代行が関与するグループ企業が全国に存在することが判明したことから、  
組長代行が関与するグループ企業のうち、公共工事の入札参加資格業者として登録がある2社に  
ついて、住吉会傘下組織組員が事業活動を支配する企業として国土交通省等16機関に通報した結  
果、公共工事から排除されたほか、当該排除に伴うホームページでの公表を受けたスーパーゼネ  
コン等民間の建設会社も同グループ傘下企業との契約を解除した事例（警視庁、9月）

建設会社社長らを建設業法違反事件で検挙したところ、山口組傘下組織幹部が副社長を務めて  
いる事実が判明したことから、同建設会社を「入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴  
力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき」に該当するとして府に  
通報した結果、1年を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間、入札参加除外とされた  
事例（大阪、10月）

建設コンサルタント会社社長（51歳）が、同業者からの依頼により稲川会傘下組織組長の自宅  
新築に係る施工管理を請け負ったものの、現場確認をせずに建築確認を管轄市役所に提出したこ  
とから、当該行為を同市の入札参加資格停止等措置要領の「不正又は不誠実な行為」に該当する  
として同市に通報した結果、3ヶ月間の入札参加資格停止とされた事例（山梨、12月）

## イ 公共用地取得に係る暴力団排除

公共用地の取得に関し、暴力団から法外な補償金を請求される事案が発生したことなどから、警察  
庁においては、国土交通省の要請を受け、公共用地の取得に係る不当要求を防止するため、都道府県  
警察に対し、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局における担当部門との連携強化を図るよ  
う指示した。

## ウ 行政対象暴力対策

### (ア) 行政対象暴力対策に係るアンケート調査の実施

6月、警察庁、日本弁護士連合会及び全国暴力追放運動推進センターは、国の行政機関の地方支  
分部局等に対して、行政対象暴力対策に関するアンケートを実施した(3,375所中2,958所から回答、  
回答率88%)。

この結果、減少してはいるものの、依然として、反社会的勢力から行政機関に対する不当要求が  
ある一方、行政機関においては行政対象暴力対策に関する取組みが徹底されていないことがうかが  
われた。

詳細については、警察庁ホームページを参照。

### (イ) コンプライアンス条例・要綱等の制定

地方自治体においては、暴力団等の不当要求等に対する組織的な対応を規定するいわゆるコンプ  
ライアンス条例・要綱等の制定が進められており、21年12月末現在、全国の地方自治体1,842団体

のうち1,841団体（制定率99.9%）において制定されている。

## (ウ) 行政機関における不当要求防止責任者の選任状況等

行政機関における不当要求防止責任者は、21年12月末現在、全国で12万4,030人（前年比2,442人増）が選任されている（図表4-1）。

図表4-1 行政機関における不当要求防止責任者数の推移

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
責任者数	46,288	72,894	91,118	100,446	113,745	121,588	124,030

## エ その他公共部門における暴力排除活動

### 政治活動標ぼうゴロとの関係遮断

民暴研究会（警察、暴追センター及び弁護士会の3者で構成）が主体となって、20年7月、県下の各自治体の幹部職員に対する不当要求に関するアンケートを実施した結果、「機関誌（紙）等の不当購読要求」の実態が判明したことから、3月、委任を受けた弁護士の連名により、東京都下の不当購読要求団体に対して購読拒否の通知書を発送し、関係遮断を図った。（山形、3月）

### 公営住宅からの暴力団排除

19年4月、広島市は、暴力団排除条項を盛り込んだ条例改正の前から入居していた共政会傘下組織幹部（41）を相手方として、暴力団員であることを理由として明渡しを求める訴訟を提起した。

上告審において、最高裁判所は、「暴力団構成員という地位は、暴力団を脱退すればなくなるものであり、社会的身分とは言えず、暴力団のもたらす社会的害悪を考慮すると暴力団構成員であることに基づいて不利益に取り扱うことは許され、合理的な差別であり、憲法14条に違反しない」と判示した控訴審判決を支持し、上告を棄却した。（広島、10月）

## (2) 民間部門における暴力排除活動

### ア 各種業法による暴力団排除

21年には、関税法や割賦販売法の一部改正法が施行され、それぞれの法律において、保税蔵置場の被許可者や包括信用購入斡旋業者等について暴力団排除条項が整備されたことから、所管官庁である財務省や経済産業省と連携して暴力団排除を推進することとした。

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用して、暴力団や暴力団関係企業を各種業から排除している。

山口組傘下組織と密接交際を有する内装仕上工事業者の役員(38)が毎事業年度決算の変更届出及び専任技術者の変更届出を怠ったとして建設業法違反（変更届出義務違反）で検挙し、県に通報した結果、一般建設業許可が取り消された事例（大分、8月）

新たに産業廃棄物処分場を買収した産業廃棄物収集運搬業者が多額の資金を山口組弘道会傘下組織に提供していることや、自社及び子会社等の役員に同組傘下組織幹部等が就任していること

が判明したため、同事実を県に通報した結果、県は同社が暴力団に事業活動を支配されているとして産業廃棄物収集運搬業許可を取り消すとともに、子会社の産業廃棄物処分業許可等も取り消した事例（愛知、12月）

## イ 証券取引における暴力団排除

証券保安連絡会においては、相互の緊密な連携の下、証券取引における反社会的勢力等への実効的な対応及び犯罪の抑止を図るため、「証券保安連絡会実務者会議」を設置し、検討が行われてきたところ、3月26日に日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会からの登録を受けた。これにより日本証券業協会は、暴追センターから不当要求による被害防止に係る資料提供、助言や、暴力団の活動状況、不当要求の実態等に関する情報提供を受けられるなど、業務の援助を受けることができ、反社会的勢力等へのより実効的な対応を行うことが可能となった。

## ウ 銀行取引における暴力団排除

警察、各地銀行協会、各地銀行協会加盟の会員銀行、財務局等は、相互の連携を強化するために、6月16日までに、全国47都道府県で銀行警察連絡協議会を設立した。

また、全国銀行協会においては、20年11月の融資取引に引き続き、21年9月、普通預金取引、当座勘定取引及び貸金庫取引から反社会的勢力を排除するため、これに資する暴力団排除条項や反社会的勢力に該当しないことを表明・確約させる口座開設申込書等の参考例を会員銀行及び各地銀行協会に対し通知した。

警察庁においては、全国銀行協会の通知を受けて、銀行取引からの反社会的勢力介入排除対策の更なる推進について都道府県警察に通達するとともに、反社会的勢力情報に関するデータベースの構築に向けた検討の支援等を行っていくこととした。

## エ 不動産取引における暴力団排除

国土交通省は、不動産業界団体、学識経験者、警察庁、全国暴力追放運動推進センター等の参画を得て、1月、「不動産取引からの反社会的勢力の排除のあり方検討会」を立ち上げ、3月、同取引からの反社会的勢力の排除に当たっての課題や方向性等の検討結果を「とりまとめ」として公表した。

## オ その他民間部門における暴力排除活動

「縁切り同盟」<sup>注</sup>の継続的かつ効果的な推進（高知）

20年より「みかじめ料等縁切り同盟」を結成し、その対象地区も宿毛市、四万十市、高知市へと拡大し、また、対象業種に建設業を加えるなど、継続的に事件検挙と連動した資金源封圧対策を推進していたところ、5月、同盟会員の店舗に山口組傘下組織の組員が出入りしている事実が判明したことから、同盟会員は、警察、民暴委員会所属の弁護士等と連携し、民法等に基づき、組長の使用者責任を追及する旨を当該組織の会長、組員等に通知した。

これにより、当該組織から配下組員に対する同盟会員の店舗への出入り厳禁が指示されるなど、同組織組員の店舗への立入行為等が解消された。

これら継続した対策の推進により、組員が組織から処分を受けるなどして、着実に組員数が減少している。

注：「縁切り同盟」

高知県警察においては、暴追センター及び弁護士会と連携の上、暴力団の安定的な資金源となっている飲食店等からの「みかじめ料」収入を封圧するため、支払い拒否業者が集合した「縁切り同盟」を結成して、その会員から委任を受けた民暴委員会所属の弁護士が、対象暴力団組織等に対し「みかじめ料等一斉支払い拒否」通知を発出し、暴力団への安定的な資金源を封圧する施策を推進している。

### (3) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、暴追センター、民暴委員会等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等による損害賠償請求に対する必要な支援を行っている。また、訴訟支援により、暴力団対策法第31条の2を適用した山口組組長等に対する損害賠償請求訴訟が2件提起された。

山口組傘下組織幹部が、独居高齢者との間で、同人に縁組意思がないにもかかわらず養子縁組の届出をしたことについて、20年2月、その無効を訴える訴訟を提起し、和解が成立して養子縁組が解消された事例（愛知、1月）

山口組傘下組織組員らが、同組織の縄張内に所在する飲食店に押し入り、飲食店経営者に暴行を加えるなどして反抗を抑圧し、被害者10名から現金合計約290万円及び腕時計等を強取した強盗致傷事件について、被害者8名が実行行為者の共同不法行為責任及び山口組組長に対する指定暴力団の代表者の賠償責任を追及するため、暴力団対策法31条の2を適用し損害賠償請求訴訟を提起した事例（警視庁、7月）

山口組傘下組織組員らが、同組織の縄張内に所在する代行運転業者事務所のドア等を損壊した事案等について、被害者が実行行為者の共同不法行為責任及び山口組組長等に対する指定暴力団の代表者等の賠償責任を追及するため、暴力団対策法31条の2等を適用し損害賠償請求訴訟を提起した事例（兵庫、11月）

### (4) 事務所撤去運動等に対する支援

警察においては、暴追センター、民暴委員会等と連携し、暴力団事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

21年における事務所撤去件数は142件で、前年に比べ13件減少している（図表4-2）。

20年7月、地域住民が山口組傘下組織事務所の明渡し等を請求する訴訟を提起したところ、同組織との間で、22年5月までに事務所建物を売却する旨の和解が成立した事例（警視庁、3月）

山口組傘下組織組長以下4名を電磁的公正証書原本不実記録等事件で逮捕したのを契機に、地域住民が、当該組織事務所の所有者及び組長を相手に建物使用目的制限等訴訟を提起した事例（宮城、4月）

稲川会の総本部事務所移転に係る情報に基づき、移転予定地の地域住民による暴力団追放運動の支援及び地域住民を原告とした暴力団事務所使用差止請求に係る民事訴訟の支援を実施し、「事務所として使用しない」旨の和解に持ち込み、本部事務所移転開設を断念させた事例（警視庁、4月）

道仁会の本部関連施設移転に係る情報に基づき、暴追センター、民暴委員会等と連携して、移転予定地の地域住民による施設進出阻止活動を支援した結果、地元自治体が進出予定の土地建物を買い取るにより進出を阻止した事例（佐賀、6月）

20年8月、地域住民が指定暴力団道仁会本部事務所等3物件の使用差止めを求める仮処分を申請したところ、21年3月、地方裁判所で一部物件（系列組織組長自宅）について仮処分が認められ、高等裁判所で残りの本部事務所についても仮処分を認められた事例（福岡、7月）

21年3月、家賃を滞納していた暴力団事務所について、事務所明渡しを依頼する通知文を郵送するとともに、明渡し訴訟を視野に入れた占有移転禁止仮処分の申立てを行い、同処分の決定が下されたところ、和解に応じ、完全撤去した事例（熊本、7月）

競売物件を落札して進出した指定暴力団九州誠道会傘下組織事務所について、暴追センター、弁護士会等と連携して事務所撤去運動を支援した結果、地元住民が原告となり、事務所使用禁止等仮処分申立てを行ったところ、仮処分が認められた事例（長崎、11月）

図表4-2 暴力団事務所の撤去件数の推移

年次 区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
撤去件数	180	215	151	206	163	185	200	188	155	142

#### (5) 暴力団排除のための条例の制定等の動き

近年の対立抗争の発生や暴力団事務所等の進出等の情勢に応じ、暴力団排除のための条例を制定・改正する地方自治体が相次いだ。21年12月末までに、4県がいわゆる暴力団排除条例を制定した。また、他の地方自治体においても、制定に向けた取組みが広がっている。

共同住宅等所有者等に対し、暴力団等が居住等することが判明した場合の無催告契約解除条項を売買・賃貸契約内容に含める努力義務を新設すること等を内容とする「豊島区生活安全条例の一部を改正する条例」を制定した事例（20年12月公布、1月施行、東京都豊島区）

暴力団事務所等の開設を防止するために、不動産所有者等に対して、暴力団事務所等が開設されていることが判明した場合の無催告契約解除・買戻し条項を不動産取引の契約内容に含める努力義務を新設すること等を内容とする「佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例」を制定した事例（3月公布、7月施行、佐賀）

補助金等を暴力団等に交付することのないよう必要な措置を講ずることを内容とする「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例」を制定した事例（7月公布・施行、三重）

事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止、暴力団事務所に使用されることを知っての不動産取引やその仲介の禁止（勧告・公表）等を内容とする「福岡県暴力団排除条例」を制定した事例（10月公布、22年4月施行、福岡）

不動産所有者等及び建設業者に対し、暴力団事務所等と利用されると認められるときの無催告契約解除条項を不動産取引の契約内容に含める努力義務規定、努力義務を遵守しない業者等に対する勧告、公表、入札排除措置規定等を内容とする「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」を制定した事例（12月公布、22年4月施行、長崎）

不動産所有者等に対し、譲渡等をした不動産において暴力団事務所の開設が判明したときの無催告契約解除等の条項を不動産取引の契約内容に含める努力義務規定、努力義務を遵守しないことによる暴力団事務所が開設された際の不動産所有者等への勧告、公表、県契約からの排除等を内容とする「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」を制定した事例（12月公布、22年4月施行、鹿児島）

## (6) 暴力団相談の受理状況

21年中における警察及び暴追センターが受理した暴力団相談の受理件数は35,127件（前年比511件増）で、このうち、警察が受理した暴力団相談は16,186件（同185件減）、暴追センターが受理した暴力団相談は18,941件（同696件増）であった（**図表4-3**）。

銀行から行員の不正融資に関する相談を受理した暴追センターが、速やかに警察と連携し、警察に相談を引き継いだ結果、不正融資を行っていた行員等が検挙された事例（大阪）

不当要求防止責任者講習の受講者から車両売買に絡む不当要求を受けている旨の相談を受けた暴追センターが、対応策を助言するとともに、速やかに警察と連携し、警察に相談を引き継いだ結果、山口組傘下組織組員が恐喝未遂で検挙された事例（北海道）

**図表4-3 暴力団相談の受理件数**

区分 \ 年次	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
相談受理件数	40,417	36,669	39,659	40,012	38,516	35,156	36,172	33,944	34,616	35,127
うち警察	27,473	23,097	24,025	23,202	21,217	18,461	18,191	15,893	16,371	16,186
うちセンター	12,944	13,572	15,634	16,810	17,299	16,695	17,981	18,051	18,245	18,941

## (7) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況

警察及び暴追センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員は、21年中は約660人（前年比約120人減）であった（**図表4-4**）。

逮捕されたことを契機に組織を離脱したい旨を警察署に相談し、組織を離脱した元山口組傘下組織組員に対し、社会復帰アドバイザーが速やかに就労支援を行った結果、元組員が会社に就労し、

社会復帰を果たした事例（兵庫、6月）

図表4 - 4 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移

年次 区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
離脱者	540	690	640	580	590	580	500	650	780	660